第十条　例外

1　被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害し、又は自国の関税領域における産業上、商業上若しくは職業上の秘密に関する侵害を伴うこととなると考える場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留し、又は一定の条件若しくは要件を課することができる。

2　要請当局は、被要請当局から同様の要請を受けたならば実施することができないであろう場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請の実施は、当該被要請当局の裁量に委ねられる。

3　被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることとなることを理由として、その支援を保留することができる。この場合において、当該被要請当局は、自己が必要とする条件に従って支援を行うことが可能かどうか決定するために要請当局と協議する。

第十一条　技術協力

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び手法に関する研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十二条　要請の実施

1　被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2　被要請当局は、要請された支援を実施することができない場合には、要請当局に対し、その旨を速やかに通報し、及び当該要請を拒否し、又は延期する理由を記した書面を提供する。当該書面には、当該要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を添付することができる。

3　被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ速やかに転送することができる。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

第十三条　費用

1　この協定を実施するに当たって必要となる費用については、それぞれの締約国政府が負担する。

2　要請された支援を実施するために高額な又は特別な性質の費用を必要とする場合には、両締約国政府は、当該要請された支援を実施する条件及び当該費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十四条　協定の実施

1　この協定の解釈又は実施に関する全ての問題又は紛争は、両締約国政府間の協議によって解決する。

2　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で作成される。

第十五条　効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を、外交上の経路を通じて、書面により相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十六条　終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。その終了は、当該他方の締約国政府に対して終了の通告を行った日から九十日で効力を生ずる。

2　終了の時に現に行われている支援は、この協定に従って完了されるものとする。

第十七条　地理的適用

この協定は、両国の関税領域について適用する。

第十八条　見直し

1　両締約国政府は、要請に基づき、この協定を見直すために会合することができる。

2　両締約国政府は、外交上の経路を通じて、書面による相互の合意により、いつでもこの協定を改正することができる。改正は、第十五条に定める条件と同様の条件に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

令和三年八月二十二日（イラン暦千四百年モルダード月三十一日及び二千二十一年八月二十二日に相当する。）にテヘランで、ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　相川一俊
イラン・イスラム共和国政府のために
　マフディ・ミールアシュラフィ

○防衛省告示第百四十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月二十四日（予備、同月二十五日、同月二十六日及び同年七月一日から同月三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○沖縄総合事務局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十八日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浦添市仲間一丁目一二一八番一から同市仲間一丁目一三〇三番五まで	前	四〇・八メートル～七〇・一五メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	三七・八メートル～六四・九九メートル	〇・〇三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○防衛省告示第百四十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月二十四日（予備、同月二十五日、同月二十六日及び同年七月一日から同月三日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。